

「ごみ」の 分け方・出し方

奥州市

市で収集する「ごみ」

燃えるごみ	<p>生ごみ 木くず プラスチック製品 紙オムツ</p> <p>CD、DVD ビデオテープ</p> <p>おもちゃ (ゴム・プラスチック製)</p> <p>再使用できない紙くず</p> <p>革靴</p> <p>玄関マット、クッション (50cm角以下にする)</p> <p>卵の殻、茶殻、紙コップ、洗剤等のポリ容器、発泡スチロール、油紙、ズック靴、ゴム長靴、カバン等の革製品、アルミ箔、カセットテープ、乾燥剤、使い捨てライター、使い捨てカイロ、貝殻、布類等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●指定ごみ袋に、はみ出さないように入れて出してください。 ●生ごみは十分に水切りをしてください。また、堆肥化でリサイクルにご協力ください。 ●使い捨てライターは必ず使い切ってから出してください。 ●花火は水に浸してから出してください。
燃えないごみ	<p>ガラス類 銅、やかん 陶磁器、セトモノ</p> <p>ヘアードライヤー</p> <p>電気スタンド</p> <p>ポット、電気炊飯器、電気カミソリ、ビデオデッキ、釜、アイロン、板ガラス等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●指定ごみ袋に、はみ出さないように入れて出してください。 ●ナイフ、割れたピン等の危険な物は古紙などで包み、袋に「危険物」と書いて出してください。 ●スプレー缶は、必ず使い切って、缶に穴をあけて出してください。 ●コード類は、切りはなししてください。
粗大ごみ	<p>自転車 バイク 家具類</p> <p>タイヤ</p> <p>草刈り機</p> <p>布団、ソファ、小型農機具</p> <p>ベッド</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市で行う「粗大ごみ収集」の実施時期は各区で異なりますので、詳細は下記問い合わせ先へご確認ください。 ●有料となります。

市で収集しない「ごみ」

<p>事業系ごみ</p> <p>個人商店や農業など事業に伴い出たごみ</p>	<p>一時多量ごみ</p> <p>引越し等で一時的に多量に出たごみ</p>	<p>危険物 など</p> <p>農薬、火薬、塗料、シンナー、毒性のある物やその容器</p>	<p>家電リサイクル法の対象品目</p> <p>テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、衣類乾燥機</p>	<p>その他</p> <p>針金、ハンガー</p>
許可業者へ依頼するか、胆江地区衛生センターへ自己搬入 (電話24-5821/水沢区佐倉河字仙人49)	許可業者へ依頼するか、専門処理業者へ	許可業者へ依頼するか、専門処理業者へ	販売店か許可業者へ依頼	許可業者へ依頼するか、専門処理業者へ

詳しくは、市HPに掲載している「ごみ」「リサイクル」の品目毎分別一覧をご覧ください。

- 分別を徹底し、「資源物」は「ごみ」として出さないようお願いします。
- 飲食店、商店、会社等の事業系ごみは、ごみステーション及びリサイクルステーションには出さず、許可業者に依頼してください。(事業系ごみは、出せません。)

奥州市ホームページ!!

ごみ・リサイクルの品目毎分別一覧

ごみ・リサイクル

問い合わせ先

本 庁	生活環境課	☎34-2341
江刺総合支所	地域支援グループ	☎34-1622
前沢総合支所	地域支援グループ	☎34-0262
胆沢総合支所	地域支援グループ	☎34-0312
衣川総合支所	地域支援グループ	☎34-2361